

○経済産業省告示第百九十九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年九月十八日

経済産業大臣 宮沢 洋一

二の表の第1のイラクの項中「特定外国文化財」のトビ「及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財」を加え、同表の第1のベニヤの項を次のように改める。

シリア	1		輸出貿易管理令別表第一の一の項（十三）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十三の二）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項（一）に掲げる貨物

2	97・01	平成二十三年三月十五日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の六の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の六の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）
	97・02	
	97・03	
	97・04	
	97・05	
	97・06	

一一の一一の条の第1の93・05から93・07までの項を次のように始める。

93・05 関税率表第93・01項から93・04項までの物品の部分品及び附属品（次に掲げるものを除く。）

- イ 関税率表第9305・99号であつて、プラスチック製、ゴム製、革製、コンポ
- ジシヨソレザー製又は紡織用繊維製のもの
- ロ 三脚その他の特殊な支持具

ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環

ニ 銃の反動吸収器で取外しができるもの

ホ 撃針を保護するための空撃ちケース

93・06 爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれら ○

の部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾を
含み、カートリッジブドを除く。）

93・07 刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（刀身に限る。） ○

三の8の(7)中「限る。」の下に「ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものを除く。」を
加える。

三の9の(4)中「ルクセンブルグ」を「ルクセンブルク」に改める。

新 旧 対 照 表

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表
(昭和四十一年通商産業省告示第七十号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案				現 行			
二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。 第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物				二 輸入貿易管理令（以下「令」という。）第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認を除く。以下「二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。 第1 次の表の左欄に掲げる地域を原産地又は船積地域とする同表の右欄に掲げる貨物			
地 域	貨 物		貨 物 名	地 域	貨 物		貨 物 名
	項 目 番 号	関税率表 の 番 号 等			項 目 番 号	関税率表 の 番 号 等	
(略)				(略)			
イラク		97・01	平成二年八月六日以降にイラクにおいて不法に取得された文化財（三の6の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の6の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）	イラク		97・01	平成二年八月六日以降にイラクにおいて不法に取得された文化財（三の6の(2)に掲げる特定外国文化財を除く。）
		97・02					
		97・03					
		97・04					
		97・05					
	97・06						
(略)				(略)			
シリア	1		輸出貿易管理令別表第一の一の項（十三）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十三の二）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、	シリア			輸出貿易管理令別表第一の一の項（十三）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、同項（十三の二）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）、

		同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。） 同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項（一）に掲げる貨物
2	97・01 97・02 97・03 97・04 97・05 97・06	平成二十三年三月十五日以降にシリアにおいて不法に取得された文化財（三の六の(2)に掲げる特定外国文化財及び三の六の(3)に掲げる被占領地域流出文化財を除く。）

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

第1	品名	備考
関税率表の番号等		
26・12～93・04	(略)	
93・05	関税率表第93・01項から93・04項までの物品の部分品及び附属品（次に掲げるものを除く。）	○

- イ 関税率表第9305・99号であつて、プラスチック製、ゴム製、革製コソボジションレザー製又は紡織用繊維製のもの
- ロ 三脚その他の特殊な支持具

		同項（十四）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。） 同項（十六）に掲げる貨物（化学製剤に関連するものに限る。）及び同表の三の項（一）に掲げる貨物
--	--	---

(略)			
第1	品名	備考	
関税率表の番号等			
26・12～93・04	(略)		
93・05	関税率表第93・01項から93・04項までの物品の部分品及び附属品（関税率表第9305・99号であつて、プラスチック製、ゴム製、革製コソボジションレザー製又は紡織用繊維製のものを除く。）	○	

二の二 令第四条第一項第二号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。以下「二の二号承認」という。）を受けるべき場合は、次の表の第一に掲げる貨物及び同表の第二に掲げる貨物を輸入するときとする。

ハ 銃用のつり帯及びバンド並びに銃身又は銃床の環

ニ 銃の反動吸収器で取外しができるもの

ホ

撃針を保護するための空撃ちケース

爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイル

その他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射

体並びにこれらの部分品（散弾を含み、カートリッジワッドを除く。）

刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品（刀身に限る。）

93・06

93・07

第2 (略)

三

その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四

条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、

6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の承認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の承認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1 (略)

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の第三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

93・06

爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイル

その他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射

体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）

刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや

93・07

第2 (略)

三

その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四

条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、

6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(3)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の承認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の承認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(9)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1 (略)

8 次の(1)から(9)までの貨物を輸入する場合は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可（輸入の許可前に貨物を引き取ろうとするときは、同法第七十三条第一項の承認、保税蔵置場又は保税工場に貨物を入れようとするときは、同法第四十三条の第三第一項（同法第六十二条において準用する場合を含む。）の承認）を受ける前に、それぞれ(1)から(9)までに定める書類を税関に提出しなければならない。

(4)(1)(8)
(3)(9) (略)

二の表の罫心のモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルンジ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアド

(7)(1)
(6) (略)

ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一〇号及び第七一〇二・三二一〇号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。ただし、中央アフリカを原産地又は船積地域とするものを除く。）については、平成十四年十一月五日にインターレーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）

(4)(1)(8)
(3)(9) (略)

二の表の罫心のモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質並びに同議定書附属書Dに掲げる製品の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルンジ、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、カーボヴェルデ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアド

(7)(1)
(6) (略)

ダイヤモンド（関税率表第七一〇二・一〇号、第七一〇二・二一〇号及び第七一〇二・三二一〇号に掲げる貨物に該当し、かつ、その容器又は包装が開いていないものであつて、その容器又は包装に開かれた跡がないものに限る。）については、平成十四年十一月五日にインターレーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域において発行されたキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）

ル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキス

ル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキス

(5) タン、
・ビア、
(6) バヌアツ、
(略) ジンバブエ
ベネズエラ、
ベトナム、
イエメン、
ザン

(5) タン、
・ビア、
(6) バヌアツ、
(略) ジンバブエ
ベネズエラ、
ベトナム、
イエメン、
ザン